

## 次世代法行動計画

男性も女性も働く人全てが、その能力を十分に発揮できる会社となるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

取組1:

年次有給休暇の取得促進活動

<対策>

- 令和2年4月～ 年次有給休暇取得奨励日を設定、周知をし取得促進を図る。
- 令和2年12月～ 個人ごとに取得日数を確認し、低取得者に対し取得促進を図る。

取組2:

子育て目的の休暇制度新設と取得促進活動

<対策>

- 令和2年4月～ 制度の検討を行い、休暇制度の新設、改訂とするか検討する。
- 令和3年4月 検討した内容について規程の新設、改訂を行う。

以上